

自主的避難等対象区域において水産加工業を営む申立会社が、原発事故に伴い実施した平成29年3月分から平成31年2月分までの放射線検査費用について、原発事故の影響割合を輸入規制国向け製品分は8割、国内等向け製品分は5割、製造過程において使用する井戸水分は2割として算出した金額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

（1）損害項目：検査費用

期 間：自 平成29年3月1日 至 平成31年2月末日

（2）損害項目：本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人に下記内訳に係る金2, 236, 253円の損害が生じたことを認める。

（内訳）

（1）営業損害 金2, 171, 119円

（2）本件和解仲介に関する弁護士費用 金65, 134円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月4日

（仲介委員 山田 昭）